

国際収支統計をめぐる IMF での議論

- 国際資本フロー作業部会の報告について -

. はじめに

IMF は、通貨に関する国際的な協力機関であり、為替相場の安定と国際収支の均衡のために様々な活動を続けている。

その一環として、国際収支統計に関する国際的な議論を行う場としての役割も担っており、加盟国が国際収支統計を作成する際の基本的な枠組みや国際的な基準を定め、各国に「国際収支統計マニュアル」として提供している。

これは、国際収支統計が国際間の経済取引を表すものであることから、各国が独自のやり方で統計を作成するよりは、IMF という共通の基準に従って作成する方が各国間の相互の比較が可能となるためである。

このため、諸外国においても国際収支統計を作成する際の基準として IMF マニュアルが利用されており、わが国の国際収支統計も、このマニュアルの規定に従って作成されている。

そして、各国で作られた国際収支統計は定期的に IMF へ報告されるとともに、IMF では各国の国際収支に関するデータを保有し、毎年々報 (Balance of Payments Statistics Yearbook) という形で公表してきている。

. 国際資本フロー作業部会の設置と活動

近年、国際金融資本市場のグローバル化に伴って、各国間の資本取引の計測が複雑化、困難化してきていることから、かねてよりその対策の必要性が唱えられてきたが、IMF でも国際的な資本フローの計測方法を検討・改善しようという動きがおこり、この目的のために、1989 年の理事会決議を経て、1990 年初に IMF のなかに「国際資本フロー作業部会 (The Working Party on the Measurement of International Capital Flows)」が設置された。

これより前にも、IMF では 1984 年に経常収支の分野に関して「世界経常収支バランスにおける統計上の不突合に関する作業部会」を組織し、世界的な経常収支統計の不突合の原因解明に取り組んできた実績があり、今回の作業部会設置に当たっても、この時の作業部会の活動が参考とされた。

国際資本フロー作業部会の組織としては、IMF 内に事務局を置き、主要 10 カ国 (日本、米国、ドイツ、フランス、英国、オランダ、ベルギー、豪州、メキシコ、インド) 及び主要国際機関 (BIS、世界銀行、EUROSTAT、IMF) の国際収支統計の専門家からなるワーキング・グループと、IMF にコンサルタントとして雇用され常駐するエコノミスト 6 人からなるテクニカル・グループから構成され、また作業部会の議長として有力な統計エコノミストであるゴドー前ベルギー中央銀行総裁が就任した。

本作業部会の具体的な活動としては、資本収支の不突合の原因と考えられる項目、例えば

統計作成の基本的な仕組み (compilation system)、例えば資本フローの分類の仕方、正確性と迅速性の兼合い、ストック統計との関連など

直接投資の定義 (OECD の基準である持株比率 10% 以上) との関連、再投資収益や子会社取引の取扱い

外貨準備、金融勘定の作成方法、オフショア取引の取扱い、統計作成に使用する為替レートの扱い

証券取引、金融新商品に係る取引の計上

アンダーグラウンド・エコノミーの影響などの点につき、加盟国に対するクエスチョネアを通じて各国の実情を調査したほか、7 回のワーキング・グループの会合をワシントンなどで開き、検討を行うなど、これまで 2 年間にわたり様々な活動を行ってきた。

わが国からもワーキング・グループのメンバーの一員として参加したほか、クエスチョネアやテクニカル・スタッフからの数多くの問い合わせに対する回答、メンバーの来日調査に対する対応等を通じて、国際資本フロー作業部会の活動に積極的に協力してきたところである。

この作業部会の活動による調査結果が、1991 年 12 月に最終報告書という形でまとめられ、今回、IMF から公表されることとなったことから、その内容を紹介したい。

国際資本フロー作業部会の報告書の内容

1. 総論

報告書では、サマリーの冒頭部分で「1980年代の国際金融取引は量や複雑さの面において、かつてないほど急激に大きくなったが、国際収支統計とりわけ国際資本フロー統計におけるデータのカバレッジや質の低下を伴った。すなわち、全世界の資本取引を総合計してみると、資本流入の合計額は資本流出の合計額と一致するはずであり、本来ゼロとなるべきその収支尻の不均衡、不一致の額は1986年から1989年にかけて4年間の年平均で404億ドルである。しかもこの数字は年々拡大傾向にあり（表1参照）、資本収支統計の不正確を示すものである。この統計悪化の要因として、

多くの国における為替管理の自由化が、国際収支統計作成のための貴重なデータソースを失わせる結果となったこと

金融資本市場の国際化により、統計作成者にとって国内のデータソースのみに依存することが難しくなったこと

証券取引の増加により、銀行取引と比べて相対的にデータ収集面での困難性が増したこと

新金融手段の国際金融市場における導入により、これらの取引を把握し記録するための新しい統計方法を捜し出す必要が生じたことなどが挙げられる。」と述べ、さらに「このような統計上の誤差脱漏は、財政・金融政策の政策決定者の基本的な選択をミス・リードすることになる。」として、資本取引の実態にあった統計のとり方の重要性を強調している。

そして作業部会は、資本フロー統計の不正確という問題の原因について、データの不突合、報告の欠如、取引の分類誤り、各国間の協力不足などといった調査結果を、資本取引のうちの「直接投資」や「証券投資」などの構成要素毎にそれぞれ分けて明らかにするとともに、その改善のための方策を、全ての国の政府およびその統計部局、そして国際機関、特にIMFに対する勧告という形で示している。

まず各国に対しては、「すべての国の当局は、内外の金融環境の変化に応じて統計システムの迅速な見直しを行うべき」と述べるとともに、「統計担当部局にデータ収集に必要な資金の供給、政策当局による統計担当部局へのデータ収集に関する支援、及びデータ収集に関する法的権限の付与もしくは強化を図るべき」としている。また「各国によるIMFマニュアルに従った国際収支統計の作成と迅速な統計データのIMFへの報告、各国及び国際機関の国際収支統計担当者間同士の定期的な交流の促進、主要国による対外資産負債残高の定期的な収集の必要性」といった点も指摘し、そして多くの資本フローを占める先進国の積極的な対応が特に重要であるとしている。

次にIMF自身や国際機関に対しては「より頻繁な国際収支マニュアルの見直し、国際機関が行う国際取引に関するデータのIMF統計当局への報告、BISやOECD、世界銀行などが作成する各種統計との調和を図る努力」などを勧告している。

表1 全世界の資本勘定のディスクレパンシー（1986年～1989年）

（単位 億ドル）

	1986	1987	1988	1989	86 - 89 平均
資本勘定合計	180	326	451	658	404
直接投資	136	245	198	82	165
証券投資	36	7	119	323	58
その他資本	327	1,105	766	456	664
外貨準備 / LCFAR	47	527	2	39	153

（出所）Balance of Payments Statistics Yearbook, Part 2, 1990

（備考）正の数字は流入超を、負（ ）の数字は流出超を示す。

LCFAR: liabilities constituting foreign authorities' reserves.

表2 全世界の資本勘定のディスクレパンシー〔調整後〕(1986年～1989年)

(単位 億ドル)

	1986	1987	1988	1989	86 - 89 平均
資本勘定合計	30	84	317	255	170
直接投資	33	99	136	13	47
証券投資	71	112	56	400	132
その他資本	91	76	510	184	78
外貨準備 / LCFAR	17	5	-	24	9

(備考) 正の数字は流入超を, 負()の数字は流出超を示す。

LCFAR: liabilities constituting foreign authorities' reserves.

2. 各 論

今回の報告書は, 全体で13章の項目に分かれて記載されており, 各項目毎の概要は以下のとおりである。

第1章「序章」及び第2章「概念と手法」では, 「世界の資本収支統計システムが危機的状況にある」として, 作業部会が設置された経緯をまず説明している。さらに, この10年間, 急速に変化する環境についていけなくなったことが, 統計の質の低下をもたらした主要因であるとして, この改善のために各国の統計機関に対して「統計システムを常に見直して, 経済環境の変化に迅速に対応するよう」促すとともに, 「IMF マニュアルに従って国際収支統計を作成し, マニュアルにある形式と時期に則って IMF に報告すべきである」としている。

また IMF に対しても「この作業部会の報告書に盛り込まれた各国統計に対する勧告のフォローに, 高いプライオリティを与え, 適当な人員配置を行うよう」勧告している。

次に第3章「直接投資」では, 1986年から1989年までの期間で常に資本流出が資本流入を上回って報告された唯一の項目であり, この超過額は年平均165億ドルであったとしている。

この主な原因は「多くの国が多国籍企業の非分配(再投資)収益を海外直接投資として報告していないことによる」もので, 特に主要投資国では資本流出として報告されるが, 受入れ国側によっては資本流入と報告されていない傾向があることを指摘している。そして, 再投資収益を IMF に報告していない主要国として「日本, フランス, カナダ」が含まれるが, 「再投資収益を報告していない国は, この勧告に基づいて再投資収益のデータを把握し, IMF へ報告すべき」だとしている。

そのほか直接投資の項目における問題として, 親会社と海外の子会社との間の短期金融取引の計上の有無, 海外の子会社から親会社への投資の取扱い, 海外不動産投資に関する報告の不調和, 多国籍企業の金融子会社や持ち株会社などの専門子会社の活動の取扱いなどを挙げ, これらの取引が各国ともバラバラで処理されている点を指摘し, IMF のマニュアルに従った処理を各国が行うよう勧告している。

さらに第3章では, 「国内の銀行を通じない国際間の取引に係る国際収支統計作成のためのデータ収集システムが, 日本を含めた多くの国において, 適切なものとなっていない。」と現状の統計システムの問題点を指摘している。

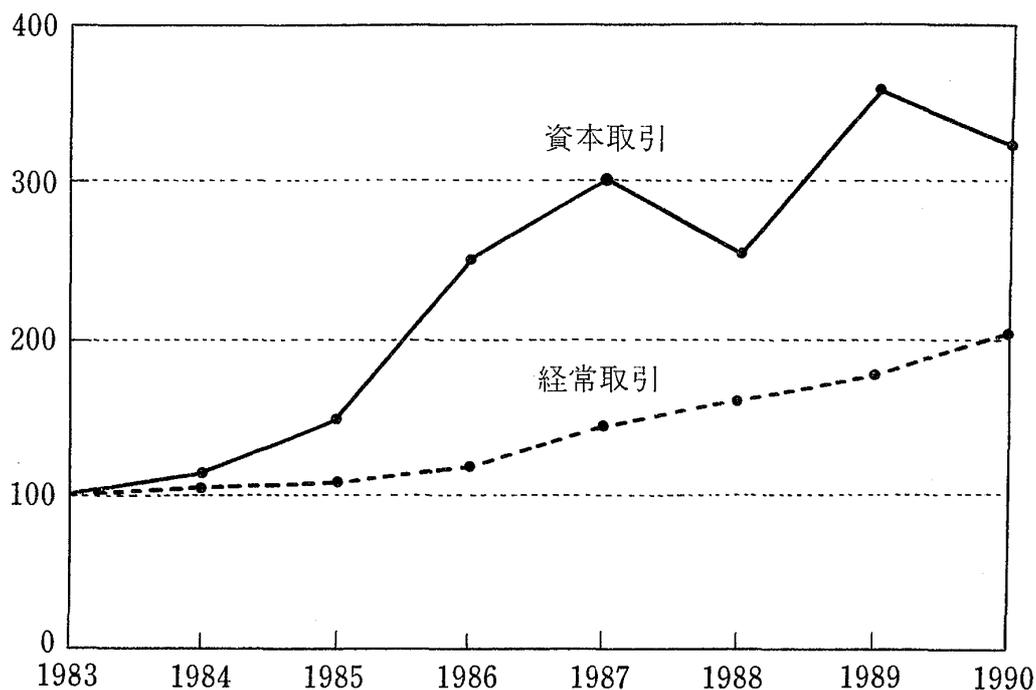
第4章「証券投資」では, 資本市場の自由化, 金融の技術革新, 投資家の行動変化により, 統計担当者にとって証券投資に関連する取引の捕捉がますます困難になったとしている。特に, これまで国際証券取引に関する情報を, 国内の仲介業者(証券会社)を通じて入手していたが, 投資家はカバレッジがより不完全な海外を含む新しい仲介業者を利用することが増えたとしている。

また「多くの国が, 国際市場で発行した債券による資金調達といった取引を, 「証券投資」ではなく, 「その他の長期資本」の項目に分類している」ことが, 証券投資の統計における不突合の原因としている。さらに, 日本に関していえば, 「対外債券投資において, 日本の居住者が海外の市場で発行した債券の日本の居住者による買い戻し分も含まれており, IMF マニュアルと異なった計上を行っている。」と指摘している。

そして, 証券投資における統計の不突合の原因解明のためには, まず二国間の統計の不突合, 例えば日本側が作成した対米証券投資の統計と, アメリカ側からみた日本からの証券投資の統計との不一致の是正を行う必要があるとして, 「各国が地域別の証券取引のデータを収集し, 相手国とそのデータを交換し」て, 不突合の原因を探す努力を行うことを勧めている。

図1 経常取引と比較した全世界の資本取引

1983年～1990年(1983年=100)



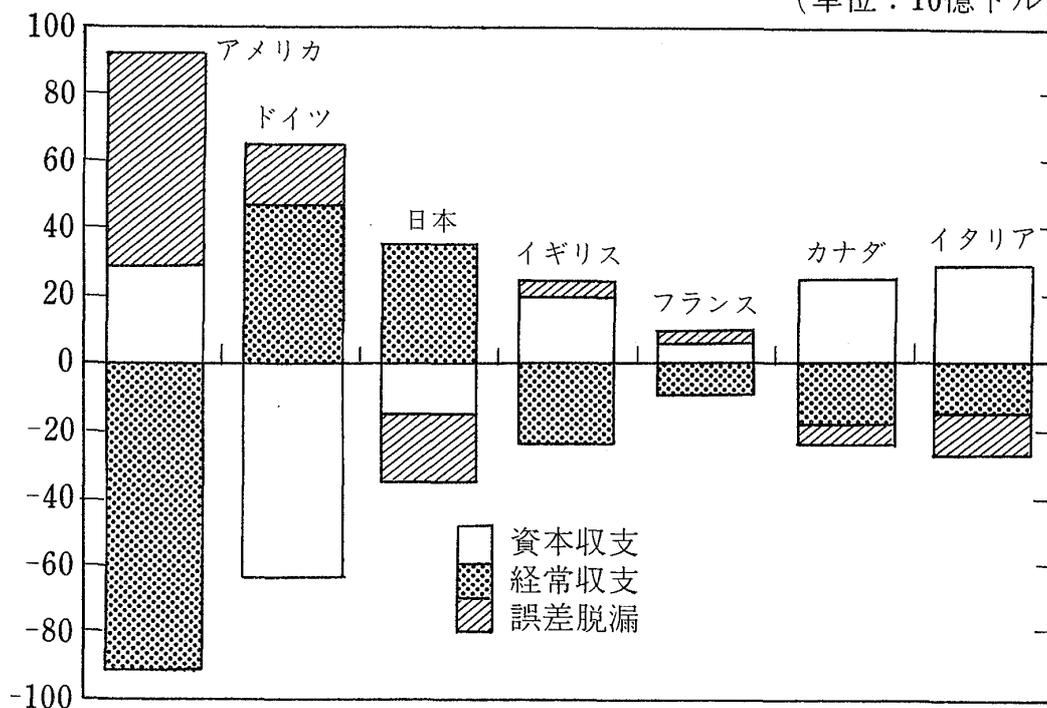
(出所) Balance of Payments Statistics Yearbook, 1991

(備考) 資本取引は資産勘定と負債勘定の合計である。

経常取引は貿易取引, サービス取引及び取得・収益である。

図2 主要国の国際収支(1990年)

(単位: 10億ドル)



(出所) Balance of Payments Statistics Yearbook, 1991

そのほか、フロー統計のチェックのために、投資残高を独自の定期的なベンチマーク・サーベイによって把握しておく必要性や、対外証券投資取引の地域分類には取引市場主義ではなく「IMF マニュアルに基づいて債権者/債務者主義を採用すべき」としている。

第5章「短期金融市場商品」においては、国際金融資本市場における短期金融市場商品（CP、CD、TB等）の重要性を述べるとともに、これまで国際収支統計における短期金融市場商品の取扱いに明確な基準がなく、「その他の資本」取引の分析の難しさが増しているとして、これらの資本フローのより正確な把握が必要としている。そのための方策として、各国の統計担当者に対し「大口機関投資家や大口の借り手の取引に関し、統計の適切なカバレッジを確保すべき」だとしている。

第6章「その他民間資本（直接投資、証券投資を除く資本勘定）」では、非銀行部門の資本取引のカバレッジは一般に貧弱で、民間非銀行部門からの預金の報告はほんの一部分しか把握されていないとしている。これに関連し、「IMFの国際銀行統計（International Banking Statistics）は、国際収支統計の質を改善する手段として有用である。特に海外の銀行と国内非銀行部門との取引に関して貴重なデータを提供している」と述べ、各国は非銀行部門の行う資本取引について「これらの外部資料と組織的に比較し、その違いが大きい時には原因解明に努めるべき」だとしている。

また、「BIS（Bank for International Settlements）とIMFは、それぞれ集計した資本取引に関するフローのデータを、より簡単に利用できるように改定すべき」、「BISとIBS（IMF）の統計担当者は、国際収支の概念との一貫性を改善するよう作業すべき」と勧告し、銀行部門を中心とした国際機関の各統計の整合性を図ることを促している。

第7章「国際収支の債務統計とIBRDの債務統計」では、国の対外債務に関する計数についてIBRD（International Bank for Reconstruction and Development）とOECD（Organization for Economic Co-operation and Development）の2つの国際機関が作る債務データは、「正確性を確かめるために使える重要な情報源」であるが、一部概念の違いによって、2つのデータベースに大きな不一致があることが判明したとして、「IBRDとOECDは、それぞれが使用する概念を頻繁にかつ詳細に一致させるべき」としている。

さらに「IBRDとOECDによる対外債務の統計とBISとIBSの銀行データの関連部分についての継続した統計を発展させるべき」だと勧告している。

また「各国の統計担当者は、入手可能な自国の債務に関する情報を正確にかつ継続的に把握するよう努めるべき」とも述べている。

第8章「公的準備」では、公的準備に関する取引は、各国ともよく把握されていることから、「公的準備の種類別の内訳について、IMFへの報告を行う」ことが、資本取引、特に証券投資と銀行取引における不突合の原因解明には役立つとしている。

しかしながら、各国とも公的準備の内訳については、機密事項に属していることが多いため、各国の通貨当局からの協力を得て、「もし必要であれば機密扱いで」、「少なくとも年1回の割合でIMFへの内訳の報告」を要請している。

また、外国の通貨当局の準備資産として構成されている自国通貨の負債勘定の内訳は、公的準備の統計を補完する上で有益であることから、準備通貨国は可能な限り、こういった情報をIMFへ提供すべきだとしている。

第9章「オフショア金融センター」の項目では「自国の金融システムを通りながら自国の経済に影響しないオフショア取引を、国際収支統計から落としている国があるとして、これまで世界中のオフショア市場における取引の実態があまり正確には把握されていなかったことが、資本フロー統計の不突合の原因の一つであると指摘している。そして「これらのオフショア取引は独立した統計か否かを問わず、その提供国の国際収支統計の一部として含まれるべき」であるとして、オフショア市場に関する統計の整備の必要性と、自国内のオフショアセンターの国際取引に関するデータ収集努力を促している。

現状では、オフショア取引が全く報告されていないもの（ケイマン諸島など）、オフショア取引が非居住者分に限られた取扱いになっているもの、オフショア取引がネットベースで報告されているもの、などが存在しており、国によっては自国の資本市場を通過する外-外取引を計測するため、追加的な調査が必要な国もあるとしている。

第10章「国際機関」の部分では、「国際機関の取引に関するデータが、国際収支ベースの資本フロー統計に十分反映されていない。」と指摘し、今回作業部会が行った国際機関自身の取引に関するチェックを、「今後ともIMFが

継続的に実施する必要がある」としており、同時に「全ての国際機関が、その国際取引に関するデータを遅滞なく IMF に報告すべき」と勧告している。

第 11 章の「隠された資本フロー」という項目では、今回の作業部会の調査のもう一つの目的である「資本逃避や麻薬・武器などの不正取引による資本フローは、正当な資本取引のフローに深く混じり合っているため、調査可能なデータではあまり解明できなかった。」「そのため、どの国にそれが含まれているのかを探知することもできなかった。」として、資本逃避や不正取引による国際間の資金移動の実態を把握することの難しさを述べている。

ただし、オフショアセンターのような逃避国の国際収支統計のカバレッジ確保や国際銀行統計の地域別データの改善は、資本逃避や不正取引による国際間の資金移動の実態把握に有用であるとしている。

第 12 章「国際投資残高と投資収益」では、フロー統計の不突合の原因説明のために、ストック統計である対外資産負債残高のデータからのアプローチを勧告し、特にカバレッジ、地域別区分、取引分類における重要なチェック基準となるとして「資本フローを独立してチェックするために、各国の対外資産・負債残高のデータを収集し、両者の調和を図るべきである」と勧告している。

また、経常収支の不突合に関する作業部会における研究でも示されたように、ストックのデータは国際収支に計上される投資収益の計算にも必要とされるため、「残高のデータは投資収益との比較及びその源泉が判るよう、資本フローや収益勘定と同様の項目に分類する」よう勧めている。

さらにまた、主要国間で対外資産負債残高の共同ベンチマーク・サーベイを実施することが、大変有益であるとも述べている。

最後の第 13 章「世界マトリックスの編集と完成」では、旧ソ連および東欧諸国の取引データは、これまでの統計からは抜けており、「ソ連またはそれを継承する国々の統計が、IMF への報告に含まれるべき」として、国際間の資本フロー取引の実態把握のためには、旧ソ連などの共産圏諸国の資本フローのデータ収集が欠かせないとしている。

そのほか、IFM 加盟国による定期的な IMF へのデータ提出の遅れや、全くデータを提出しない国の存在が、資本フロー統計の誤差や分類の間違いが発生する原因としており、このため「これらのデータ未提出国もしくはデータ提出遅延国は、IMF に対してデータをタイムリーに提出すると共に、IMF 自身も各国からのデータ入手と未提出国分に対する推計作業の改善を図るべき」と勧告している。

以上が、報告書の概要であるが、最後に「この報告書の勧告がフォローされ、また資本勘定の統計の質の改善を確保するため、効果的なフォローアップのメカニズムが必要」とし、また「1987 年の「経常収支の不突合に関する報告」が効果的に作動しなかったこと」から、この報告および経常収支の報告における勧告をフォローアップするため、「小規模な委員会が IMF のなかに設立されるべき」としている。

本報告書に対する評価と今後のわが国における対応について

1. 本報告書に対する評価

今回の国際資本フロー作業部会による報告書は、国際間における資本取引の自由化が進み、近年急激に拡大した国際資本フローにつき、その実態をとらえることが困難になってきている状況において、統計の専門家が集まり、その真の姿を正確にとらえるために、さまざまな観点から検討した成果であり、大変有意義なものであったと考えられる。

また、金融取引の実態の急速な変化に対し、国際収支統計システムの対応の遅れが指摘されており、その改善のために、特に金融取引が集中している先進諸国の貢献が必要であると思われる。

一方、証券取引の分野においては、その取引の性格上、銀行を通じた取引に比べて把握が困難であり、この分野での推計方法の強化が必要であると考えられる。

さらに、非銀行部門、オフショア金融センターなど、従来の統計のカバレッジが十分でない分野について、対処していく必要があり、このような面で 2 国間或いは国際機関を通じた協力を強化していく必要がある。

2. 今後のわが国における対応

本報告書では、世界の国際資本フロー統計に対する問題を具体的に記述しており、再投資収益の非計上問題など、現在のわが国の国際収支統計の不備と思われる点も指摘している。

このため、勧告に従い、わが国統計の不備と思われる点については、その改善に向けて積極的に対応すべきものと考えられるほか、国際的な資本フロー統計の改善のために、各国と協力していく必要があると考えられる。

以下、今回の報告書のなかで触れられたわが国統計の不備とされている点につき、今後のわが国における対応などを述べてみたい。

(1) 再投資収益について

今回の報告の「直接投資」の項目で、再投資収益を報告していないことが不突合の原因と指摘されており、日本も報告をしていない国の一つに上げられている。

再投資収益を国際収支のなかに計上するという点については、87年の「経常収支の不突合に関する作業部会」の報告でも、この計数の集計を促すよう努めるべきとされ、また現行のIMFマニュアル（第4版）でも、経常収支の「投資収益」と資本収支の「直接投資」に計上することとなっている。

主要国のなかで非計上となっているのは、報告書では日本のほか、フランスとカナダとされているが、フランスとカナダの両国は別途推計値を公表しているとのことである。

そもそも「再投資収益」とは、対外・対内直接投資先の内部留保額をいうが、国際間で資金の受渡しが行われないうことから、これまでわが国の国際収支統計上は非計上の取扱いとなってきた。これは、日本の国際収支統計が、外国為替管理法に基づき、銀行や証券会社を通じて提出される詳細な報告を主なデータベースとして作成されてきており、このような報告体系のなかで、再投資収益といったキャッシュフローのない計数を把握することが困難であったためである。

仮に、この「再投資収益」をわが国の国際収支統計に計上することとした場合には、海外に投資している一般企業や日本にある外資系の企業に対して、国際収支統計作成のみの目的から、再投資収益に関するデータを直接報告してもらう必要があり、対象者（報告者）に対する新たな負担増となる。そのため、現行の為替管理と一体となった報告体系の下では、対外取引の自由化・簡素化という流れのなかで、時代に逆行した取扱いになりかねないといった問題がある。

他方、わが国は最大の債権国として、国際収支統計に投資額が正確に反映されているという国際的な信頼をうける必要があり、現状の報告体系につき根本的な検討、例えば現存する他の資料をもとにした推計値の利用なども含めて、今後十分な議論が必要と考えられる。

(2) 証券投資の地域分類について

証券投資の地域的な分類を行う場合に使用される方法として、証券取引の相手方の国籍別に分類する取引相手主義と取引する証券の発行者及び最終保有者の国籍別に分類する債権者／債務者主義の二種類ある。

米国とカナダ、オランダは取引相手主義を、ドイツ、フランス、イタリア、オーストラリアは債権者／債務者主義を使用しており、また、イギリスやスイスは地域的な分類を行っておらず、証券投資の地域分類に関する各国間の取扱いは、統一されていないのが実状である。

今回の作業部会の報告でも、証券投資の地域別分類の難しさを述べているが、証券取引の相手方の国籍の確認よりも、どちらかといえば取引される証券の発行者の国籍に関する情報が得られやすいという理由から、債権者／債務者主義を採用することを勧めている。

わが国の場合も、対内証券投資は債権者／債務者主義、対外証券投資は取引市場別主義（ただし、米国債のみは債務者原則）を使用しており、地域的な分類の取扱いがマチマチとなっている。これは、債権者／債務者主義を採用しつつも、対外証券投資につき証券発行者の国籍という情報が得にくいことから、やむを得ず「取引市場」別で分類しているものである。

このような取扱いのなかで、報告書の「証券投資」の部分では、統計の不突合の原因の一つとして、日本の居住者が発行したユーロ債（債務の増加）について、日本の投資家により買い戻された場合においても、債務の減少ではなく対外資産の増加として分類し、統計に嵩上げして計上されていることを指摘している。

このユーロ債の買い戻しも、対外証券投資の地域別分類の方法が、取引市場別主義であることから生じているもので、仮に債権者／債務者主義で分類されていれば、ユーロ債の買い戻し額がどの程度行われているのか知ることができる。しかしながら、上記でも述べたとおり、債券の発行者（債務者）の国籍を把握することは実務的に相当の手間がかかり、現状では困難な状況である。今後債務者の国籍別にデータを徴求することとした場合、報告者に対し事務の負担がかなり増大することが予想されることから、統計利用者の利便性と報告者の負担増とのバランスをとりつつ、報告者の十分な理解と協力が得られることが必要であり、またそのための余裕ある準備期間が必要と考えられる。

(3) 直接投資の区分変更について

直接投資の区分については、直接投資を行っている親会社とその子会社との間の資金の流れを、IMF マニュアルの定義に従って、すべて「直接投資」の項目に分類しようというものである。

わが国の現行の取扱いは、外国為替管理法の直接投資の規定に基づき、「1年を超える期間」の親会社から海外の子会社に対する貸付けを「直接投資」に分類し、1年以内の貸付けや子会社からの親会社の借入れについては、「借款」に分類している。

このため、IMF マニュアルの定義に従って、これらの取引を「直接投資」の区分に分類することとした場合、外国為替管理法の「直接投資」の定義と異なることになることから、国際収支統計と直接投資の届出等の取扱いが異なることとなり、報告者や統計利用者等に混乱が生じるおそれ（別途公表している届け出ベースの直接投資額との間に、より大きな差が発生する可能性がある。）がある。また、IMF マニュアルは現在改定作業が進められており、そこでの検討状況（例えば、新マニュアルの改定案では、親会社である銀行の海外子会社からの借入れについては、従来どおり借款に分類することとなっている。）も見守る必要があると考えられる。

(4) その他

このほか本報告書のなかで、わが国統計の不備と思われる点としては、「適用換算レート」、「BIS 報告の充実」がある。

まず適用換算レートについて報告書では、各国の統計上の換算レートの取扱いが統一されていないことが、不突合の原因の一つであるとしている。

わが国では、国際収支統計作成のためのデータソースのほとんどを、ドルに換算された計数で徴求している。その際の適用換算レートは半年毎に決められたものを使用しており、そのレートの算定方法は、直近の6カ月の平均レートを用いている。このレートは報告者の利便を図るために決めているものであるが、実際の取引レートを使用して作成している他の国の統計とは、誤差が生じることとなり、また直近6カ月の平均レートを用いている国としてはわが国のみであり、特異な例となっている。

換算レートの変更については、統計作成のための報告書の足切り限度額をどうするかという問題のほか、ドルへの換算のみならず他の通貨の換算に際しての適用レートをどうするかといった報告者の利便性の問題、統計の継続性の問題、などがある。また現在行われているマニュアルの改定作業の状況も勘案しながら検討する必要があると考えられる。

BIS 報告の充実については、本報告書の中でも国際機関の銀行統計との整合性をより推進するよう勧告しているが、わが国の問題としては、BIS への報告のうち銀行の国別証券投資残高が報告されていないという点があげられている。

この項目については、新規に報告を求める必要があるが、実情をよく調査し、積極的に対応する必要があると思われる。

おわりに

以上、IMFの国際収支統計に関する議論として、国際資本フロー作業部会の報告を紹介した。

前述のとおり、現在IMFでは各国の国際収支統計の作成基準であるマニュアル(現行のマニュアルは1977年に改定された第4版)の改定のための作業が行われているが、同作業は本報告書の勧告や諸議論を踏まえたものとなっている。

また、国際資本フロー作業部会の報告を受けて、わが国としても対応していかなければならないことを述べたが、今年6月に出された外国為替等審議会の報告書のなかにも「国際金融取引の複雑化に伴い、現行の国際収支統計が経済実態を必ずしも的確に反映しなくなってきている面があると思われる。」とし、「わが国でも、資本取引の表示方法を中心に国際収支統計全般につき検討を進めることが適切である。」と記載されており、わが国の国際収支統計に関しても、実情に合った根本的な見直しと改善を行う時期に来ているものといえよう。

このためには、今後当局内でその見直しへ向けて十分な議論をしていくこととなるが、併せて関係各方面の理解と積極的な協力を求めていくことも欠かせないと思われる。(文中意見にわたるところは筆者の個人的見解である。)

(国際金融局調査課課長補佐 柳 良平)

「世界経常収支バランスにおける統計上の不突合に関する作業部会」が指摘した不突合の主な原因について

(1987.3)

経常収支不突合に関する作業部会が報告した内容は、貿易収支の不突合は比較的小さい反面、貿易外・移転収支にかかる不突合が大きいとして、特に投資収益、運輸収支、公的移転といったものが不突合拡大に大きく影響しているとしている。

また、同作業部会は支払の計上の正確さに比して、受取の計上が不正確であることから不突合が生じているとしている。

項目毎の内容は次のとおり。

(1) 投資収益収支では、証券投資における利息について、海外から資金を調達している国は利払額をよく把握し記録しているが、資金を海外に供与している国は、利息の受取を正確に掴んでいない。この点は、銀行のデータを用いて改善し得る。

また、再投資収益は全ての国がデータを収集すべきである。

(2) 運輸収支においては、香港、ギリシャ、東欧などによる運賃や費用の受取の計上漏れが大きな原因であり、主要海運国の協調などにより、基礎データを分析すべきである。

(3) 移転収支の公的部門では、国際機関のデータ欠落により、支払超過となっている。国際機関からの正確なデータの報告及び受/払両面からの調査により不突合は縮小させることができる。

このほか、一般的な勧告の主なものとして次のような項目を上げている。

- ・データ収集が困難な場合は、統計作成者はもっと推計の方法を取り入れるべきである。
- ・また、国際収支統計は中央銀行を含む公的機関の協調によって作られるべきであり、適切なデータや分析的サポートが可能と考えられる。
- ・さらに、IMFとOECDは、公的移転の不突合の減少などに向けて協力すべきである。